

敦賀市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月2日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	有馬	茂人

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 施設 敦賀市民文化センター
- (2) 指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- (3) 所管課 教育委員会文化振興課

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から6月末まで）に公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況

5 監査の実施日

令和2年8月31日

6 監査の実施内容

公の施設の指定管理者が行う当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 指定管理者
 - ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 施設活性化のための努力はなされているか。
 - エ 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

(2) 所管課

- ア 指令管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- オ 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

8 監査の結果

公の施設の指定管理者が行った施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 指定管理者

- ア 指定管理者が当該施設において行う指定管理業務と自主事業に共通的に発生する費用について、適切に按分計算するとともに、それぞれの収支を明確にするよう努められたい。
- イ 貯蔵品については、資産という観点から適正に在庫管理するよう努められたい。

(2) 所管課

指定管理者に提出を求める収支報告書について、管理運営経費の収支報告書に加え、指定管理者が当該施設において行う自主事業及び受託業務等のそれぞれの収支報告書並びにそれら全体の収支状況を把握できる収支報告書の提出を求めるよう検討されたい。